

# 令和6年第4回中泊町議会 定例会会議録目次

## 第1号（12月2日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第16号から日程第13 議案第77号まで	4
・報告第16号 専決処分した事項の報告 (青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について)	
・報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について)	
・議案第70号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第71号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第72号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号について	
・議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について	
・議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	

・議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について	
・議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
散会の宣告	7

第2号 (12月5日)

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議の宣告	11
日程第1 一般質問	11
1番 鈴木長一郎議員	11
5番 塚本悦子議員	13
6番 荒関富雄議員	17
12番 野上憲幸議員	23
散会の宣告	28

第3号 (12月6日)

議事日程	29
出席議員	29
欠席議員	30
出席説明員	30
職務のため出席した事務局職員	30
開議の宣告	31
日程第1 議案第70号から日程第3 議案第72号まで	31
・議案第70号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第71号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第72号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	

日程第4	議案第73号	34
	・議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号について	
日程第5	議案第74号	38
	・議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について	
日程第6	議案第75号	40
	・議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	
日程第7	議案第76号	42
	・議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について	
日程第8	議案第77号	44
	・議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程の追加		45
町長追加提案理由の説明		45
追加日程第1	議案第78号	46
	・議案第78号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第9	発議第3号	47
	・発議第3号 中泊町議会会議規則の一部改正について	
日程第10	発議第4号	47
	・発議第4号 中泊町議会委員会条例の一部改正について	
日程第11	委員会付託	48
閉会の宣告		49
署名		51

## 第4回中泊町議会定例会

令和 6年12月 2日（月曜日）

### ○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第16号 専決処分した事項の報告  
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について)
- 5 報告第17号 専決処分した事項の報告  
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 6 議案第70号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 7 議案第71号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第72号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 9 議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号について
- 10 議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 11 議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- 12 議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について
- 13 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件

○出席議員（13名）

1番	鈴木	長一郎	君	2番	田中	洋	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	長利	司	君
9番	兵庫	桂蔵	君	10番	青山	雅晴	君
11番	沖崎	勲	君	12番	野上	憲幸	君
13番	川山	光則	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	横野	彰吾	君
教育長	鈴木	信也	君
代表監査委員	外崎	良造	君
総務課長	下山	貴子	君
財政課長	三上	晃瑠	君
総合戦略課長	越野	進一	君
町民課長	木元	剛	君
福祉課長	長谷川	朱子	君
環境整備課長	鈴木	輝文	君
農政課長	古川	幹人	君
水産商工観光課長	山中	哲哉	君
小泊支所長	阿部	弘喜	君
教育課長	田中	綾人	君
税務会計課長	三上	康栄	君
上下水道課長	今	芳文	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利	香代子	君
総務課行政係	白川	隼	君

議 会 事 務 局

瓜 田 雅 也 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- 議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 6 年第 4 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 2 番、田中洋議員及び 3 番、成田直人議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 12 月 6 日までの 5 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日から 12 月 6 日までの 5 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 16 号から日程第 13 議案第 77 号  
まで

- 議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 16 号 専決処分した事項の報告から日程第 13、議案第 77 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件までを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

- 町長（濱館豊光君） 本日、令和 6 年第 4 回中泊町議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など合計10件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第16号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。

報告第17号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

いずれも、解散する西北五環境整備事務組合の脱退に伴い、規約の改正について専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものであります。

議案第70号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第71号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第72号は、中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

それぞれ、期末手当の支給割合等を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第73号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億602万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を81億4,109万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に地吹雪によるホワイトアウト対策として風力を活用した視線誘導灯共同開発委託費、再生可能エネルギーの地産地消を目指す地域エネルギー会社への脱炭素推進事業費補助金、民生費にこども園への新規入所者の増による施設型給付費、労働費に労働者等へ有利な条件で融資商品を提供するための自治体提携融資制度預託金、消防費に中里地域の防災ハザードマップ作成委託費、教育費に食材の高騰による学校給食賄い材料費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出

金を計上させていただいたほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上しております。

議案第74号は、令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも81万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1,941万2,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費及び前年度調整還付金を計上し、歳入は、繰入金等を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも728万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,786万7,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費及び医薬材料費を計上し、歳入は予防接種代金を計上いたしております。

議案第75号は、令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも5,331万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,370万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、職員人件費を計上したほか、介護サービス給付費負担金、高額介護サービス等費負担金及び介護予防・生活支援サービス事業費負担金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金等を計上いたしております。

議案第76号は、令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。

収益的支出について、既決予算額を147万4,000円追加し、総額を2億9,440万円とするものであります。

補正する支出の主なものは、職員人件費及び水道料金システム改修費等を計上いたしております。

議案第77号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員、秋田谷徳美氏の任期が令和7年6月30日で満了することに伴い、後任の委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるもので

あります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時08分

第4回中泊町議会定例会

令和 6年12月 5日（木曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番 鈴木長一郎君	2番 田中洋君
4番 秋元隆君	5番 塚本悦子君
6番 荒関富雄君	7番 秋田博君
8番 長利司君	9番 兵庫桂蔵君
10番 青山雅晴君	11番 沖崎勲君
12番 野上憲幸君	13番 川山光則君

○欠席議員（1名）

3番 成田直人君

○出席説明員

町長	濱舘豊光君
副町長	横野彰吾君
教育長	鈴木信也君
代表監査委員	外崎良造君
総務課長	下山貴子君
財政課長	三上晃瑠君
総合戦略課長	越野進一君
町民課長	木元剛君
福祉課長	長谷川朱子君
環境整備課長	鈴木輝文君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光課長	山中哲哉君
小泊支所長	阿部弘喜君

教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	三 上 康 栄 君
上 下 水 道 課 長	今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 利 香代子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君
議 会 事 務 局	瓜 田 雅 也 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） 1番、鈴木です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

我が中泊町における入札執行の適正・公平性についてです。入札執行の適正・公平性の保障は、地域の公共事業が透明で公正に行われ、住民の信頼を得るために非常に重要な取組です。地方自治体や公共団体の入札、契約における不正防止と透明性確保の目的として、日本では特にバブル崩壊後の1990年代から、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき制度が導入されて、全国各地で自治体の入札監視委員会の設置が進んでおります。

県内の自治体においても、青森県、青森市、今別町で設置されているようですが、外部の有識者による入札監視委員会が設置されたことで、不正防止や入札手続の適正化に効果を上げている事例も増えており、公共事業の入札に関しても公正かつ透明性の高い方法を確保するため、入札監視委員会の設置が重要であると考えております。

そこで、質問ですが、適正で公正な入札執行のために、我が中泊町ではどのような取組、対策が行われているのかお伺いします。

また、入札監視委員会の設置について、町の見解をお聞かせ願います。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 鈴木議員のご質問の中泊町における入札執行の適正・

公平性については、私が入札執行者であり、また町建設工事指名審査会の会長でもありますので、私から答弁させていただきます。

町では、中泊町条件付き一般競争入札実施要領に基づいて行う条件付一般競争入札と、中泊町建設工事指名業者選定規程に基づいて行う指名競争入札の2つの入札方法で執行しております。

入札の執行については、中泊町入札執行規程を定めており、入札は私が執行し、入札事務に関係のない町職員1名以上を入札に立会いさせ、入札者は1名とし、それ以外の方は入札会場への出入りを禁じるなど、規制を設けて入札を執行しております。

入札への参加者などについては、中泊町建設工事指名業者選定規程に基づきまして、私が会長、総務課長が副会長、財政課長など、7名の委員で審査会を開催し、条件付一般競争入札では入札参加資格などを決めて、また指名競争入札では工事及び業務委託などの工期が適正かどうか、また適正な施工ができるのかなどを確認し、入札参加業者を選定しております。

入札に際しての予定価格については、入札執行者である私が同席しない場で町長が決定し、その場で速やかに封筒に封印し、鍵付アタッシュケースに入れて、入札日まで町の金庫で厳重に保管しております。

このように、町長の関係する業務と私の関係する業務について、完全にすみ分けを行っており、不正行為などが生じないようにする措置も講じております。

また、私ども発注者側としては設計書などを適正な価格で積算し、受注者側については公正な競争で札を入れていただくという姿勢で入札を執行しております。

次に、議員ご質問の入札監視委員会についてですが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、議員おっしゃるとおり、県内では県を含む3つの自治体が設置していると認識しております。

その法律では、地方公共団体が適正化指針を必要に応じて定め、その中には入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学識経験を有する者などの第三者の意見を適切に反映する方策に関することを定める、つまり入札監視委員会について、地方公共団体が必要に応じて設置することができるというふうになっております。このことから、

地方公共団体における入札監視委員会の設置については、義務づけられているものではありません。

当町では、法律の目的にある適正化の基本となるべき事項と情報の公表などについては、既に条例、規則、規程、要領などに定めて実施していることから、現時点では入札監視委員会の設置は必要ないものと考えております。

今後も入札及び契約については、透明性、競争性及び公正性を堅持し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律及び建設業法などの関係法令、そして町条例、規則、規程、要領に基づき、厳正な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ただいまの答弁で適正、公正に行われているということは分かりました。でも、私が聞くところによれば、指名願を受理はされているのですけれども、指名には参加させてもらえないという業者が多々あるようでございますので、それがどのようなものか分からないので、今回は答弁は求めないですけれども、明らかに何でできないのかという、恐らく理由づけがあると思うのです。その理由づけを業者なりとも教えてもらえれば、何で入られないのか分かると思いますので、ぜひそのところも検討していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問させていただきます。

ウェルビーイングな教育を目指してについてであります。ウェルビーイングという言葉は、WHOの憲章に始まり、日本では2021年に提唱されました。暮らしの充実度、幸福度が高い状態のことと言われています。2030年までの世界の行動指針であるSDGsの第3番目の目標に「すべての人に健康と福祉を」とあります。今ウェルビ

ーイングが注目されている背景には、1として働き手の不足の懸念と人材確保、2として価値観の多様化、3として働き方改革、4としてSDGsの観点があります。

自治体においてもウェルビーイングの試みが行われています。埼玉県横瀬町では、全ての人々が幸せについて学んだ町を目指し、小中学校でウェルビーイングの教育を実施しています。また、さいたま市では幸せを実感できるまちづくりを掲げており、島根県海士町では島の幸福論と名づけられた総合振興計画によって活性化を図っております。

このような状況下において、現在は学校全体と教職員が危機的状態とされています。すなわち人材不足、忙し過ぎる、長時間労働などがあります。先生方がウェルビーイングになれば、生徒たちもウェルビーイングになり、自ら進んで学ぼうとする意欲が高まり、能力を最大限に発揮することとなります。したがって、保護者、地域の活性化につながると思います。魅力的な教育は、人口減少に打ち勝つという言葉があります。

そこで、ウェルビーイングのあるべき姿として、教育委員会の求める当町の学校づくりにおける現状と課題を検証し、指導とその将来像をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 塚本議員の質問にお答えします。

昨今、教育界には様々なニュースがあるのは皆様もご承知かと思いますが、最近でいえば教員に時間外手当を支給しない代わりに、一律上乘せ支給している教職調整額の議論などが話題になっております。学校の働き方改革も、叫ばれて久しいものがあります。

また、青森県におきましては、昨年設置されました教育改革有識者会議の提言を受け、今年4月にあおもり未来教育ビジョンを発表しており、学校の働き方改革、教職員のウェルビーイングの向上、教育DX、学校の経営力強化といったテーマの下、改革の推進と方向性を教育政策の大綱として位置づけております。

このようなことが位置づけられるということは、教育現場に課題が

存在しているからということになるわけですが、当町では不登校問題、学力向上、教員の時間外勤務などのほか、少子高齢化の進行に伴う児童生徒数の減少、複式学級の増加などが課題として挙げられると思います。

教育委員会では、町長の公約でもあります「ふるさとの未来を拓く人づくり」を実現するために、将来を見据えた事業群を中泊町教育イノベーションプロジェクトとして位置づけ、強力に推進することとし、昨年12月の議員説明会で議員の皆様方にはご紹介したところです。その6つのテーマの一つに、ウェルビーイングが存在しております。日本語では、豊かさと表現しています。心の豊かさ、人間性を育み、人生の幸福度を高めることを目的とした事業を推進していくこととしております。

一例といたしましては、学力向上などの課題には公設塾、ナカデミーの設置、国際感覚や英語教育の課題にはメタバースを活用した英語教育、これは今年いっぱい薄市小学校で研究を重ねまして、令和7年度からは町内の全小中学校で実施をしていく予定です。そのために、現在文部科学省のほうに教育課程特例校を申請中でございます。また、プログラミング学習、これに向けて武田小学校で実験的に行っております。

学校の働き方改革としては、校務の効率化の推進、教員の時間外勤務に対しては、例えば業務時間外の電話を取らない対応などを11月よりスタートさせました。また、部活動の問題ですが、土日の部活動は西北五管内では初めて当町は地域移行を行っております。

不登校対策についてでございますが、現在中泊町は不登校、長期欠席生徒はいるのですけれども、不登校は非常に少ない状態ですが、第3の居場所づくりとしての事業を、教育委員会が直接的にはありませんが、取り組んでおります。

地域との関わりにおきましては、こども学園の学園祭と町民文化祭を同時開催、2年目になりますけれども、非常に喜んでいただいているところでございます。

保護者、地域の意見を学校経営に反映させるために、中里地域では学校評議員制度で、小泊地域では学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクール制度の仕組みが整ってきております。

これらに加え、宮越家をはじめとした地域資源に誇りを持てるような郷土学習にも力を入れております。

今まで述べたようなこのような取組が、やがては教職員が子供たちに対してより効果的な教育活動ができ、その結果、ここが重要なところなのですけれども、子供たちの自己肯定感が高まる、そういう教育を目指しております。

そういう意味では、令和11年に開校予定の義務教育学校が、我が町の学校教育の集大成になるのではないかと考えているところです。もちろん、それまでに約4年の歳月がありますので、これまでに展開してきたイノベーションプロジェクト事業のブラッシュアップ、また時宜に応じた対策を展開しつつ、令和11年を迎えたいと思っております。

最後になりますが、私の教員時代のモットーは、子供たちが大人になったとき、この学校に通えてよかったと思う学校にすることでした。今中泊町の教育長としてのモットーは、我が町の子供たちが将来、この町に住んで、この学校に通えて本当によかったと思えるような教育環境を構築することだと思っております。

また、このプロジェクトは、教育委員会に課せられた使命だとも思っております。使命を果たすために時の流れを見据え、地方の強みを生かした施策を意欲的に行うことが重要だと思っております。

また、その積み重ねこそが、議員のおっしゃるウェルビーイングな教育につながるものと考えておりますので、どうぞご理解、ご協力のほどお願いいたします。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ただいまとても前向きで計画的なご答弁、誠にありがとうございました。教育長さんもおっしゃっていましたが、いかに生徒たちが楽しんで学校に行けるかなのであります。かつてモンスターペアレンツがあり、増減はあるものの、今もなくなるということはないのです。根底に学校や教師に対する苦情があります。中身は、いちゃもんもあるだろうけれども、その対応に失敗すると問題がこじれてしまいます。

このようなことを起こさないよう、先生方がウェルビーイングにな

れば、生徒たちもウェルビーイングとなり、自ら進んで学ぼうとして能力を発揮すると思います。一方的に勉強を教えるだけではなく、自ら進んで学ぼうとすることだと思います。

私たちは、昨年から中泊町、五所川原市の小学校5年、6年生に授業の中で、お茶の作法と体験、お琴の演奏と体験をさせたら、すごく喜んで、夢中になり、とても立派な感想を述べられました。それを後で3年生の子が聞いたとき、早く5年生になればできるのだと、そういう話が聞こえました。このように、体験は本当に大切だと思いました。

教育長さんもおっしゃいました。例えば中泊町の郷土の歴史と文化を手っ取り早く知るためには、理論で教えるよりも、かるたなどで楽しんで覚えると教育長さんもおっしゃいました。大人になったときに、この町のことを懐かしく思うのではないのでしょうか。

教育長さんは、都会での教育に何年も携わってきて、今度はふるさと中泊町の教育に関わるという唯一無二の方だと思います。どうぞどこよりも早くこの中泊町からウェルビーイング教育を発信していただけるよう、大いに期待を申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） 通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

近年、特に異常気象の中で、頻繁に自然災害が発生しているわけがございます。当町においても河川の氾濫など、忘れた頃にやってくるのではなくて、自然災害はもう常に身近なものとして接していなければならないのではないかというふうな認識の下に、今回質問させていただきます。

1番目は、桐の木のため池についてであります。このため池は、ここに70年以上たっていると質問しておりますが、設置されたのが昭和8年、大きな改修が行われたのが昭和33年、そうすると大分もう老朽化が激しいです。もう築堤そのものに水がしみ込んでいるような状況下にありますので、いつ大きな災害が発生しても不思議でないよ

うな状況下にあります。

このため池は、現在は小田川土地改良区の管理下に入っておりますが、当然町有財産でありますので、双方協議しながら、早急にここには手をつけていただきたいなというふうな要望も兼ねた質問であります。

あとは、治山治水の意味から、水は雨降れば山からずっと流れて、川を通り、最後はこの地域は十三湖に吐き出されているような地形下にあります。そういった中で、鳥谷川も大分長い川でございます。町の管理下、また県の管理、また国にお願いしなければならないような箇所、多岐にわたります。

そういった中で、身近な点から申し上げて、町で管理している、いわゆる豊岡、福浦の集落の中を流れている鳥谷川です。それが、私たちは新河と言っているのですけれども、バイパス沿いと交流して、そして十三湖で用水としている3号機場のところに流れていっているのですけれども、その間町の管理部分の集落というよりも、通称新河と言っている河川と旧鳥谷川の合流部が、大分土砂の堆積が見受けられますので、ここも町の部分でございますので、県とか国とかの協議ではなくて、即急に改修していただければと思っております。

あとは、町はいろんな河川があるのです。なかなか河川が多い町でございます。特に中里川、宮野沢川に囲まれているのがこの地域であります。そういった中で河川氾濫が起きて、役場の裏などは早急に県に整備していただき、よくはなったのですけれども、その上流部のほうには、昔は営林署、今は森林管理署と言われている部署がございまして、そこらが、いろいろ山から生産物が取れていた頃は、河川の上流部も簡易的な砂防施設などはあったように見受けられておりますが、それが今現在どのようになっているのか。それが果たしてきた防災に対しての役割等をどのように考えているのか、そこら辺を伺いたいと思います。

特に中里川は、上流部に砂防愛ランド、確かにあの部分は結構県のほうでも力を入れ、きれいにはしているのですけれども、あの沢とはまた違ったほうに真っすぐ行ったほうに、2か所本当は砂防ダム的なものがあるのです。あそこは、現状を見ますと、林道も整備されてなくなりましたし、大分土砂等が私は堆積していると思っておりますので、そ

こら辺も町のほうでも一応目通ししていただければというふうに思っております。

それに関連して、袴腰山の、私登山道と通告書には書いておりますけれども、林道です。これは、私が知っている限りでは、宮野沢川のほうから宮野沢の集落のほうから行く林道と、あと尾別のほうから入っていく林道、そしてもう一か所は宮中林道というのがかつては整備されておったわけですがけれども、ふるさと林道ができたときに、あそこに避難小屋的なものが建っておりますけれども、あの先が分担されたようになってきているのが宮中林道であります。その林道の整備がなされていないのではないかと。特に尾別の集落のほうから入っていくところは、主要な林道が大きな崖崩れで袴腰には、今までは軽トラ等で行っていたのが、もうバイクでも行けないような状況になっておりますので、そこら辺を把握しているのか、そしてまた今後どのような対策を講じようと思っているのかをお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

古川農政課長。

（農政課長 古川幹人君登壇）

○農政課長（古川幹人君） 荒関議員のご質問の自然災害防止のうち、桐の木ため池についてお答えいたします。

桐の木ため池は、ご指摘のとおり昭和8年12月に竣工し、昭和33年の改修工事が行われてから約70年近く経過しており、老化が進んでございます。これまで地域農業を支えるため、農業用水供給のため重要な施設として維持してきたところです。

近年、温暖化等の影響や環境の変化によって、線状降水帯による大雨の発生が多くなっており、当施設においても平成26年の大雨で、堤体ののり面が崩壊したため災害復旧を、また令和4年に取水口強化のための補強工事を小田川土地改良区が実施してまいりました。

現在堤体ののり面に水の浸透が見られ、軟弱な地盤となっており、今後大雨が発生したときに決壊等のおそれもあることから、今後の補修工事が必要と考えております。工事に当たっては、管理者である小田川土地改良区と協議を進め、県に対して早期着工をお願いするとともに、今後のため池の整備についても県が順次整備に着手しているところでございます。

今後も自然災害に備えるため、各農業施設の状況を把握し、迅速な対応を努めてまいります。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

（環境整備課長 鈴木輝文君登壇）

○環境整備課長（鈴木輝文君） 荒関議員ご質問２点目の鳥谷川の土砂の堆積が著しいことから、河川の掘削を進めるべきではないか、併せて各河川の上流部の砂防施設の現状を把握しているのかについてお答えいたします。

鳥谷川は、県で管理している河川となっており、議員ご指摘のとおり、中里川と尾別川の３河川の交流部下流側に、特に土砂が堆積されている箇所があると確認しております。

現在町内の県で管理している河川においては、計画的に土砂の掘削作業及び支障木伐採などをしております。

当該箇所は、河川幅が非常に広く、掘削以外の工事費が相当かかると予想されますが、県に対しまして対策を講じていただけるよう要望してまいります。

続きまして、各河川の上流部の砂防施設の現状を把握しているのかについてでございますが、町内の砂防施設は中里地域に１８か所、小泊地域に１８か所あり、それぞれ県で管理している施設でございます。県では、定期的に施設の点検を行っているところであり、現状では土砂の堆積除去の必要性はなく、老朽化などによる施設の改修工事等は計画的に行っていると聞いております。

町においても、不定期ではありますが、施設の確認を行っており、維持管理や改修の必要があれば、県に対して要望してまいりたいと思います。

○議長（川山光則君） 山中水産商工観光課長。

（水産商工観光課長 山中哲哉君登壇）

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 私からは、袴腰岳登山道の崖崩れ箇所の対応についてお答えいたします。

この袴腰岳の登山道については、尾別併用林道からのルート、宮野沢併用林道からのルートなど、また蓬田村からのルートなどと認識しております。現在尾別、宮野沢の併用林道からのルートに関しては、議員のご指摘にあったとおり、尾別からの林道、尾別林道が一部崖崩

れの発生により路肩崩壊などが確認されていることから、車両通行禁止に、宮野沢からの林道、宮野沢林道は倒木、崖崩れのため、入山禁止の措置を津軽森林管理署金木支署が行っている状況であり、町もホームページなどで周知をしているところでございます。

なお、尾別からの林道、尾別林道の修復整備については、令和7年度に実施する予定と津軽森林管理署金木支署のほうからご回答をいただいております。

この袴腰岳は、標高628メートル、頂上からは津軽半島の360度パノラマを見ることができることから、町としても山に親しみ、町のすばらしい自然を内外の方に広く知っていただきたいとは考えてございます。しかしながら、既存の林道を含む登山道については、その地域を管轄する森林管理署において事業用に整備された林道や歩道、あるいは踏み分け道を一般的に登山道と表現しているもので、あくまでそのほとんどが森林管理署の管理する国有林でございます。

そのため、町が観光目的にこれを借り受け、登山道等を整備することは、多額の費用を要し、管理においてもかなり難しい状況でございます。

町といたしましては、引き続き宮野沢ルートを含め、安全面を重視した整備等について、津軽森林管理署金木支署への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 1点目の桐の木ため池については、管理者である小田川土地改良区と整備について協議しながら、今後進めていくというお話でございましたので、災害が発生する前に私は速やかに計画等を立てて、着工してもらいたいと思います。

あとは、鳥谷川について、全部豊岡、福浦の集落も、あそこも県の管理という答弁があったのですが、あそこ町の管理ではないのですか。あの集落を通過しているのは。集落を通過している、集落の鳥谷川は、あそこも県管理なのですか。県管理、町でしょう。だから、私そこを言っているのです。県と協議しなければならない部分は県と当然協議して、大きな工事でありまして、そこはそことして分かるのですけれども、町が管理している部分については、町で危険だとか、土

砂がいっぱい堆積していれば、私は即急に手をつけるべきだと思うのですけれども、ここをもう一度ご答弁願いたいと思います。

また、林道については、森林管理署と協議、当然あそこは国有林でございますので、金木のあっち側で森林管理署の管轄でございますので、私たちが自由勝手に歩ける場所でないという認識は私も持っております。ですけれども、やっぱり昔から山に親しんだ者としては、ただ山から猿が下りてくるとか、今熊が出るとかというのは、やっぱり里山を見捨てたわけではないのですけれども、昔と違っていろいろ利用頻度が低くなったがために、山に親しむことがなくなっているのが現状だろうとは思いますが、災害等で通れなくなった箇所ぐらいは、県などをお願いしてある程度整備していかないと、ますます山が荒れ、猿、熊だけがすむような山では、里に住んでいる者が困難を極めますので、そこら辺よくよく要望等をしながら、整備をよろしくお願いいたします。

まず、鳥谷川について、特に。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 議員おっしゃるとおり、旧の部分であれば町管理となると思われまますので、そちらのほうは現況をもう一度確認させていただきまして、対応等について検討させていただきたいと思えます。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 鳥谷川は当町にとっては、農業排水としては非常に重要な河川であります。全ての河川とは言いませんけれども、十三湖に流れ出るまでには、あらゆる河川が鳥谷川と接している面がございます、昆布掛川以外は。ですので、県の部分、または国等に要望する部分は、それはそれとして大きな事業でありますので、そこは時間がかかるのは分かりますけれども、防災、減災の意味から、町が手をつけられる場所は、言われるまでもなく町のほうが把握し、整備していくのが筋だと思っておりますので、そこを私の質問している内容が分からないのであれば、一緒に現場見に行きましょう。現場を見て、どういう状況にあるか。即急にこの問題は対策を講じていただきたいと思えますので、もう一回答弁願います。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 今のご質問にお答えします。

一応想像はできているのですけれども、確実に現地確認を共にしながら、対応に努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

12番、野上議員の質問を許可します。

野上議員。

（12番 野上憲幸君登壇）

○12番（野上憲幸君） 議長より登壇のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

濱館町長の政治姿勢についてであります。これまでの町政運営に対する総括と、そしてまた今後の町政運営方針についてであります。8年前に小野元町長の突然の勇退を受けて誕生した濱館町長ですが、1期目には「復活ふるさとの元気」、そして2期目には「ふるさとの未来を拓く人づくり」を町政運営の旗印として進めてきたと承知しているところでございます。

そこで、来春には2期8年の任期満了を迎える、それに際し、今改めて町長としてのこれまでの町政運営に対する総括と今後の町政運営方針についてをお伺いしたいと思います。

○議長（川山光則君） 野上議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま野上議員から、私自身の2期8年を振り返りながら、改めてその政治姿勢についてお尋ねがございました。2017年の初当選時は、議員おっしゃるとおり「復活ふるさとの元気」を私のキャッチフレーズとして、町政運営をスタートさせていただきました。高校生までの医療費の無償化や小泊中学校の建て替え、消防署の統合など、前小野町政からしっかりやるようにと引継ぎを受けた事項をまずは優先的に実現をしてまいったところであります。

また、これまで以上に町の活性化を図ること、すなわちふるさとの元気実現にも併せて取り組んできたところでございます。特に町の漁業の目玉でもありますメバルを前面に打ち出した地域振興策としては、前小野町政から引き継いだ中泊メバルの刺身と煮つけ膳、201

5年7月に誕生したわけでありますが、このメバル膳の一部をお土産品として、煮つけがメバルはおいしいわけでありますが、誰でも簡単に、電子レンジでチンするだけで、メバルのおいしい煮つけが食べられるメバチンというものも作りまして、その売上げの促進、知名度アップのためのメバル料理グランプリなども開催をし、取り組んできたところでもあります。

その際に生まれた、メバルの粉末を使ったわけでありますが、この活用策として、メバルせんべいが商品化をされました。これは、能登半島のノドグロ煎餅をまねて商品化したものでありますが、メバルせんべいを作ったわけでありますが、どうも消費者の口になかなかなじめないということで、もう少し変えて商品化したいと考えましたら、「町長！メバルのおかきじゃダメですか？」という珍しい名前の商品も生まれたところでもあります。

全てメバルの需要創出策として考えてきたわけでありますが、次にはメバルの缶詰、メバルのアヒージョであります。メバージョ、そしてメバルのフィッシュボールシチューをメバチュー、メバルのアクアパッツァをメバッツァとしてそれぞれ商品化させていただいたところでもあります。

また、地域グルメとして、我が町は関取が2人いる町でございますので、関取のコラボということでメバルちゃんこを作りまして、その後は、トマトの産地でもありますので、中泊トマト海鮮ラーメンと、これスープがどろっとしているのです、なかなか冷めないで、熱いわけでありまして、夏にはなかなか大変だろうということで、夏用に中泊トマト冷やしつけ麺というものも作らせていただきました。北海道の伊達というところの業者さんから、メバルで飯寿司作ってみたいかということのお誘いもありまして、メバルの飯寿司、そして瀬戸内の鯛飯をまねて作ったのがメバルの漬けめしということで、合わせて12品目に商品を増やすことができました。

これらは、メバル料理推進協議会5店舗の協力の下で、現在も販売促進とともに、地域への誘客に貢献いただいているところでもあります。

また、町長就任当初から、その価値に触れ、町の誘客の柱にしたいとの思いから、保存活用について検討を始めた宮越家の離れや庭園などの文化財につきましては、2020年2月に検討委員会が取りまと

めた報告書を基に、宮越家との協議や町民への説明のためのシンポジウムの開催、そして議会の議員皆様方への説明などを重ねてきた結果、同年2020年の秋には初めて一般公開をすることが実現し、コロナ禍を経て、今年9月には離れにあるふすま絵が、イギリスの大英博物館所蔵の狩野派作と言われている「秋冬花鳥図」と対をなす「春夏花鳥図」であることが確認され、全国から注目を浴びたところであります。この注目の結果、10月4日から始まった秋公開では、100%を超えるような入場客となるなど、町の活性化をはじめ、経済効果にも表れているものと理解をしております。

さらには、長い間、町民の皆様が待ち望んでいた温浴施設、温泉がありますが、こちらにつきましても、コロナ禍や混乱する国際情勢の影響から、竣工は遅れてしまったのですが、今年2月6日に無事オープンすることもでき、以来毎月8,000人以上の入館者でにぎわい、シーズンによっては県外からのキャンピングカーの方々の利用が見られるほか、町外からの利用客も多く見られております。私も、時々会議等で青森に行くわけではありますが、青森市民の方々でも、また町外、近隣の市町村の方々でも、中里の、中泊の温泉はいい温泉だということの評価をいただいているところであり、一定の効果が出ているものと受け止めているところであります。

また、2期目のスローガンとして掲げさせていただきました「ふるさとの未来を拓く人づくり」につきましても、昨今では国内の多くの地域で課題となっている人口減少、少子高齢化に抗うための地域の生き残り策として、自分なりに考え、たどり着いた結論でもあるわけがあります。

先ほど塚本議員のほうからは、教育の分野でもウェルビーイングという言葉が出てきたわけではありますが、少子高齢化、人口減少の中でも町民が幸せを感じられるようなまちづくり、そのためにはこの「ふるさとの未来を拓く人づくり」という考え方が大事だということやってきたわけがあります。

短期的には、現在の地域を守っていただいております方々に、システムとして地域をまとめていただくために、総務省の兼任集落支援制度を活用させていただき、町内40地域のうち、30の地域に支援員を配置させていただき、様々な取組をしていただいております。ちな

みに、この兼集落支援員であります、全国で2,900人配置されているうちの1%に当たる30人が我が町にいる計算となっております。人口でいけば0.01%でございますので、非常に高い比率の兼任集落支援員の活用が進んでいる地域であるということをご紹介させていただきたいと思っております。

また、中期的な目標といたしましては、この町、地域の20年後の未来を担っていただく世代は、今の小中学生や高校生であることから、その世代の皆さんの教育に全力で投資をさせていただき、未来を生き抜く力を身につけていただけるような教育を実施したいとの思いから、先ほど教育長のほうからも答弁であったわけではありますが、メタバースを利用した英語、グローバル教育、そしてプログラミングなどを教える教育を進めているところであります。この教育につきましては、今年の1月から薄市小学校を先行実施校として試行させていただき、4月からは薄市小学校全校で広げていき、来春からは町内の全ての小中学校で実施させていただくこととしております。

もちろん人づくりである教育の成果は、我が町の基幹産業である農業や漁業のほか、今後推進していく再生可能エネルギーやグリーントランスフォーメーション分野での産業興しにも効果を発揮しているものと期待しているところであります。

この人づくりの目指すところは、学校卒業後、組織や企業に属することを旨とする教育から、教育本来の目的である自らの人生を自ら切り開いていく力を、地域が支える教育によって子供たちに身につけていただくことで、地域の未来を担う人材として成長していただくことを目指すものであります。

私は、8年前の町長選で町民の皆さんにお約束をさせていただきました。今でも非常に大事な約束だと思っております。それは、「大地の恵みと海の幸 心ひとつに希望のまち」、これへ向かう中泊町の仲泊丸の船長にしてくださいということをお約束申し上げたわけであり、中泊丸は、これまでの8年間、様々な困難を乗り越えながら、農業では主要生産物である米のほか、トマトをはじめとした野菜、そして高級果実であるシャインマスカット栽培などに取り組み、町の特産物直売所への出荷に取り組む出荷者協議会と直売所ピュアが、その活動が高く評価されるなど、今年は総理大臣表彰を受賞するほどの活

躍をしております。また、売上げのほうも年々増加し、私が着任当時は1億円弱だったものが、今2億円を超えるのではないかという勢いで増えているというふうに承知しているところであります。

また、小泊地域の漁業では、ヤリイカ、スルメイカの漁獲が思うように伸びていないわけではありますが、この不振を極める中において、業種による稼ぎに加えて、未利用魚などに付加価値を高め販売することで、所得の安定を図る取組として、町が募集、選考したビジネスプランコンテストを通過したさかなプロダクツが具体的なビジネスに取り組み始め、マツカワガレイの養殖のほか、サザエカレーなどの新商品開発を行うなど、漁業所得向上のために必死に取り組んでいただいております。先月も、東京の荻窪、そして葛飾の大手スーパーでのトップセールスを共に実施してきたところであります。

これらの取組成果は、最新の2021年の青森県民経済計算に表れているところであります。この令和3年、2021年の町民総生産は、前年比4.3%増の250億円で、西北地域2市5町のうち、当町のみがプラス成長となっているところであります。

また、1人当たり町民所得においても、令和2年の219万円から245万円と大きく増加しております。これは、これまで県内40市町村の中でも下位に低迷していた町から、大きく順位を上げる結果となっているところであります。

今後は、これまでの取組をしっかりと評価、点検しながら、強みを生かし、弱みを克服できるよう努めつつ、約20年後の2045年の町の在り方、ビジョンをしっかりと描き、町民の皆様と共有をさせていただきながら、町民みんなで希望のまちを目指していくために、3期目となります来年4月の選挙に三たびの挑戦をさせていただきたいと思っているところであります。そして、その後の20年間に進む道筋をしっかりと整えさせていただきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも町政運営に倍旧のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。答弁終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

野上議員。

○12番（野上憲幸君） 濱館町長は、2期8年、数々の実績を残されました。

これは、当然評価すべきものでもあります。

しかしながら、中泊町はまだまだ大きな課題が山積しているところ  
であります。何よりも中泊町の一番の取組としては、少子高齢化にお  
ける超人口減少社会への対応だと考えております。

来春、4月には町長選挙が行われます。中泊町のさらなる発展のた  
めにも、再度選挙に出馬することを要望して、一般質問を終わります。  
以上です。

○議長（川山光則君） これをもちまして野上議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時07分

## 第4回中泊町議会定例会

令和 6年12月 6日（金曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 議案第70号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 議案第71号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 3 議案第72号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号について
- 5 議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 6 議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- 7 議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について
- 8 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 9 発議第 3号 中泊町議会会議規則の一部改正について
- 10 発議第 4号 中泊町議会委員会条例の一部改正について
- 11 委員会付託

### ○追加議事日程（第3号の追加）

- 1 議案第78号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

### ○出席議員（12名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 鈴木 長一郎 君  | 2番 田 中 洋 君   |
| 3番 成 田 直 人 君 | 4番 秋 元 隆 君   |
| 5番 塚 本 悦 子 君 | 6番 荒 関 富 雄 君 |
| 7番 秋 田 博 君   | 8番 長 利 司 君   |

10番 青山 雅晴 君

11番 沖崎 勲 君

12番 野上 憲幸 君

13番 川山 光則 君

○欠席議員（1名）

9番 兵庫 桂蔵 君

○出席説明員

町 長

濱 舘 豊 光 君

副 町 長

横 野 彰 吾 君

教 育 長

鈴 木 信 也 君

代表監査委員

外 崎 良 造 君

総務課長

下 山 貴 子 君

財政課長

三 上 晃 瑠 君

総合戦略課長

越 野 進 一 君

町民課長

木 元 剛 君

福祉課長

長谷川 朱 子 君

環境整備課長

鈴 木 輝 文 君

農政課長

古 川 幹 人 君

水産商工観光課長

山 中 哲 哉 君

小泊支所長

阿 部 弘 喜 君

教育課長

田 中 綾 人 君

税務会計課長

三 上 康 栄 君

上下水道課長

今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

長 利 香代子 君

総務課 行政係

白 川 隼 君

総務課 庶務係

大 川 朝 央 君

議会事務局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 議案第 70 号から日程第 3 議案第 72 号まで

○議長（川山光則君） 日程第 1、議案第 70 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第 3、議案第 72 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの 3 議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第 70 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 71 号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 72 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 7 ページを御覧ください。

今回の改正は、青森県人事委員会が行った「令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告」を受け、給与改定を行うこととした青森県及び県内市町村の動向に鑑み、議会議員、特別職の期末手当の支給割合及び職員の給料月額並びに寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の額などを改定するなど、所要の改正を行うため、提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明いたします。

新旧対照表の 3 ページを御覧ください。

議案第 70 号の第 1 条関係では、議員の期末手当を現行 12 月期の支給割合を 0.1 月引き上げ、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改めるものです。

第2条関係では、6月期と12月期が均等になるよう0.05月分ずつ配分し、「100分の175」を「100分の170」に改めるものです。

4ページを御覧ください。議案第71号の第1条関係では、特別職の期末手当を現行12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の175」に改めるものです。

第2条関係では、6月期と12月期が均等になるよう0.05月分ずつ配分し、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の170」に改めるものです。

ただいまご説明いたしました2条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものです。

ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

5ページを御覧ください。議案第72号の第1条関係では、寒冷地手当の支給金額は、第18条第2項で世帯主で扶養親族のある職員「1万7,800円」を「1万9,800円」に、その他の世帯主である職員「1万200円」を「1万1,400円」に、その他の職員「7,360円」を「8,200円」に改め、期末手当の支給割合は、第19条第2項で職員の現行12月期を0.05月分引き上げ「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員の現行12月期を0.025月分引き上げ「100分の68.75」を「100分の71.25」に改め、6ページを御覧ください。期末手当の支給割合は、第19条の4第2項第1号で職員の現行12月期を0.1月分引き上げ「100分の97.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号で定年前再任用短時間勤務職員の現行12月期を0.075月分引き上げ「100分の46.25」を「100分の53.75」に改めるものです。

改正給料表は若年層に重点を置きつつ全職員を対象に引き上げるものです。

この改正は、本年4月1日に遡って適用することとしています。

第2条関係では、今回の引上げ分を6月期と12月期がそれぞれ均等に配分するよう改めるもので、期末手当の支給割合は、第19条第

2項で職員を「100分の125」に、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員を「100分の70」に改め、7ページを御覧ください。期末手当の支給割合は、第19条の4第2項第1号で職員を「100分の102.5」に、同項第2号で定年前再任用短時間勤務職員を「100分の50」に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものです。

ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第70号から議案第72号までの3議案についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第70号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第73号

○議長(川山光則君) 日程第4、議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長(三上晃瑠君) 議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億602万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,109万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。

歳出の第1款議会費から第10款教育費までの各費目の2節及び3節、4節、18節並びに27節特別会計繰出金にそれぞれ給与改定に伴う所要額を計上しておりますが、これらの款を追っての説明は省略させていただきます。

10ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、11ページを御覧願います。第6目企画費、12ページを御覧願います。12節委託料に、会計年度任用職員人件費2人分を地域おこし協力隊設置業務へ264万8,000円を組み替え、視線誘導灯共同開発101万1,000円は、冬期間の地吹雪によるホワイトアウト対策として町と弘前大学と株式会社アビスジャパンが共同研究

を行ってきた風力を活用した視線誘導灯の商品化・量産化に向けて、次の段階へ移行する取組として、共同開発委託料を予算計上しております。

18節負担金、補助及び交付金に、地域外に流失している電気料金を町内で循環させ、風力発電などの電力を地産地消することを目的とし設置する予定の地域エネルギー会社への町職員派遣費用として、脱炭素推進事業費補助金139万7,000円を計上しております。

14ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、15ページを御覧願います。第6目障害者福祉費、22節償還金、利子及び割引料に、令和5年度障害者医療費国庫負担金の交付額の確定に伴う返還金として国庫支出金過年度分返還金198万円を計上しております。

第2項児童福祉費、第2目児童措置費、22節償還金、利子及び割引料に、令和5年度児童手当交付金の交付額の確定に伴う返還金として国庫支出金過年度分返還金119万7,000円を、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費に、町内のこども園への新規入所者の増等による施設型給付費（町内）1,305万8,000円を、22節償還金、利子及び割引料に、令和5年度子どものための教育・保育給付交付金の交付額の確定に伴う返還金として国庫支出金過年度分返還金1,983万2,000円を、同じく県支出金過年度分返還金777万8,000円を計上しております。

17ページを御覧願います。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費、20節貸付金に、町が金融機関に預託金を預け入れすることで、金融機関が町内の労働者等に対し、非常に低利な融資商品を提供できる制度へ取り組むための自治体提携融資制度預託金500万円を計上しております。

21ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、22ページを御覧願います。第5目災害対策費、12節委託料に、洪水または高潮に際し、水の災害を警戒・防御・被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とした水防法の改正により、県が中里地域の宮野沢川などの中小河川における浸水想定区域図を作成・公表する予定となっていることから、町では県の公表に合わせてハザードマップを作成・公表し、町民に配る冊子を印刷する防災ハザードマップ作成委託

料 2 4 9 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

2 4 ページを御覧願います。第 1 0 款教育費、第 5 項社会教育費、第 9 目総合文化センター費、1 2 節委託料に、公民館教室開催等によりパルナスの使用頻度が増加したことから、夜間警備料・電気料などの増額分として総合文化センター管理運営 6 2 4 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

2 5 ページを御覧願います。第 6 項保健体育費、第 2 目学校給食センター費、1 0 節需用費に、お米などの学校給食賄い材料費の高騰により賄材料費（給食センター） 3 2 3 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。8 ページにお戻り願います。2、歳入。第 1 4 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付交付金として施設型給付費（町内）等に係る国交付金 7 4 6 万 3, 0 0 0 円を、児童手当負担金（過年度分）として令和 5 年度児童手当交付金追加交付額 7 8 万 3, 0 0 0 円の合計 8 2 4 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

第 2 項国庫補助金、第 6 目消防費補助金、1 節消防費補助金に、防災ハザードマップ作成に係る補助金 8 3 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

第 1 5 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目民生費負担金、2 節児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付費等負担金として施設型給付費（町内）等に係る負担金 2 5 8 万 4, 0 0 0 円を、施設型給付費地方単独費用県負担金（過年度分）として令和 5 年度分の精算による追加県負担金 3 1 万 4, 0 0 0 円の合計 2 8 9 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

第 2 項県補助金、第 8 目消防費補助金、1 節消防費補助金に、防災ハザードマップ作成に係る補助金 8 3 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

9 ページを御覧願います。第 1 8 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として 9, 3 6 8 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

5 ページにお戻り願います。第 2 表、債務負担行為補正、1、変更

では、総合文化センター管理運営業務（指定管理者制度）の限度額を1億2,490万9,000円に変更しております。

以上、議案第73号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 12ページの視線誘導灯共同開発関係ですけれども、私、記憶が曖昧で、定かでないのですけれども、大分前にホワイトアウト対策で誘導灯の提案をしたわけですけれども、その当時は弘前大学と民間企業で共同開発して、その後云々というふうな答えをもらいました。今回のこの予算は、具体的にどういう内容なのか、ちょっとお知らせください。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの秋元議員のご質問にお答えいたします。

先ほど財政課長が説明申し上げましたとおり、令和3年9月から弘前大学と一緒に共同研究を始め、地元のアビスジャパン中泊営業所、こちらと連携を組んでスタートしたところでございます。ホワイトアウト対策として、風力を利用してライトを照らすといたしますか、視認性を確認するなど、こういった強度を確認するために、今回テストを行う予算として100万円ほど計上しておりますが、五所川原車力線、こちらに、令和大橋までの間に6基ほど設置しながら確認するということになっております。現在、それを引き継いだのが五所川原市相内地区にありますテックイーという会社、こちらにお願いして、今、試験開発をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 具体的に今ある、まずうちのほうでいけばパルナス前の交差点、その次の十文字ありますよね。あそこに具体的に回転灯か何かをつけるということで理解していいのですか。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） この予算は一応6基、まだ十六、七万ほどするので、1基当たり。ですので、これがもっと安価に開発ができるようにテックイーさんをお願いしているところであります。

それで、場所についても環境整備課さんをお願いしながら、これまでの秋元議員からのご意見にあった、例えば場所であるとか、そういったところを確認しながら設置して、テストを行っていく予定としております。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第74号

○議長（川山光則君） 日程第5、議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,941万2,000円とするものであります。診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72

8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,786万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。6ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで合計60万6,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第6目償還金、22節償還金、利子及び割引料に、前年度調整還付金10万7,000円を計上しております。令和5年度特別交付金の確定に伴う返還金であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。2、歳入。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に職員給与費等繰入金60万6,000円を計上いたしております。

以上で、事業勘定の説明を終了させていただきます。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明申し上げます。9ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費に、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から3節職員手当等及び18節負担金、補助及び交付金に合計で72万4,000円を計上いたしております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、次のページを御覧ください。第2目医薬材料費、10節需用費に新型コロナウイルスワクチンの購入費として556万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページを御覧ください。2、歳入。第5款諸収入、第1項受託事業収入、第2目予防接種代金に新型コロナワクチン接種代金703万8,000円を計上いたしております。

以上、議案第74号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第74号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第75号

- 議長（川山光則君） 日程第6、議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

- 福祉課長（長谷川朱子君） 議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,331万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,370万円とするものです。

歳入歳出予算の主な補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。9ページを御覧ください。

3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等及び18節負担金、補助及び交付金まで、合計86万4,000円を給与改定等に伴う職員人件費として計上しております。12節委託料では、今年度予定していた6月制度改正対応システム改修を令和5年度中のシステム改修に含め実施し不要となったことから、425万2,000円を減額しております。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金に、施設介護サービス給付

費 3, 583万9, 000円を計上しております。

10ページを御覧ください。第2款保険給付費、第3項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金に、高額介護サービス等費512万6, 000円を計上し、第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金に235万5, 000円を計上しております。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金に979万3, 000円を計上しております。

11ページを御覧ください。第2目介護予防ケアマネジメント事業費、18節負担金、補助及び交付金に、介護予防ケアマネジメント事業費220万3, 000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に688万5, 000円を計上し、第2項国庫補助金、第1目調整交付金から第5目介護保険事業費補助金まで、合計で1, 718万9, 000円を計上しております。

7ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に1, 187万円を計上し、第2目地域支援事業支援交付金に323万9, 000円を計上しております。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に784万5, 000円を計上しております。

8ページを御覧ください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から第3目地域支援事業繰入金までの合計で478万8, 000円を計上しております。

以上、議案第75号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号

○議長(川山光則君) 日程第7、議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長(今 芳文君) 議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額に147万4,000円追加し、予算総額を2億9,440万円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、収益的支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、28節にそれぞれ給与改定に伴う職員人件費として124万4,000円を計上し、15節に水道料金システム銀行統合データ整備業務委託料13万2,000円を計上いたしております。

以上、議案第76号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番(荒関富雄君) 関連なのですけれども、消火栓についてちょっとお伺いしたいのですけれども、場所は今泉の部落と鯨ヶ沢蟹田線が交差している信号機についている十文字ありますよね。イメージできました

か、場所。あそこに消火栓1基ついていると思うのですけれども、大分回りに土砂が堆積して、これから冬になれば見えなくなるのではないかと。当然消火栓には、消火栓ありますよという指示板がついていると思うのですけれども、消火栓、これから冬になりますと雪が積もりますので、ああいう低いのを随時直していくとかという計画はないものかどうか、お伺いいたします。言っている場所分かりますか。

○議長（川山光則君）　ちょっと休憩します。

休憩　午前10時39分

再開　午前10時40分

○議長（川山光則君）　休憩中の会議を再開します。

青山議員。

○10番（青山雅晴君）　水道の関係のところ、今全国的に水の汚染度、報告されています。当町でも大沢内のため池や上高根のため池付近に水道の井戸水ありますよね。あれ2か所からまず給水しています。なので、ある人に高根のあの水、汚染度どうなっているんだばと聞かれたもので、上下水道課のほうでひとつ水質、お伺い願えればと。

○議長（川山光則君）　今上下水道課長。

○上下水道課長（今　芳文君）　ただいまの青山議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道の水質検査につきましては、県薬剤師会のほうに委託しまして毎月検査を行っております。あと、毎日検査といたしましては、上下水道課の職員で原水の色、濁度、あと水温とか、毎日検査しております。1年に1回、51項目という大きい項目の検査をしております。

先般、東奥日報に掲載された水道水の全国調査のことであるというふうを受け止めまして、そこをご説明をいたします。11月30日に東奥日報に掲載された水道水の全国調査、いわゆるPFASに関連した記事であるということで受け止めましてご説明いたします。また、それに関連した当町の水道水の検査状況についてご説明いたします。

まず、記事の内容ですけれども、発がん性が懸念される有機フッ素化合物、いわゆるPFASが全国で検出されているという問題をめぐ

って環境省と国土交通省が水道水の全国調査を公表したもので、そのことだと思えます。詳しい内容は、2024年に富山県を除く46都道府県の検査をした結果、全国では国の示す暫定目標値は超えていないということで、ありませんでした。また、県内においても三沢で確認されていますが、基準値を大幅に下回っております。当町においては、9月18日にP F A Sの検査、中里地域の深郷田浄水場の原水、深井戸2本、尾別浄水場深井戸2本、あと小泊地域では冬部の表流水、小泊ダムのダム水、合計6本検査してございまして、P F A Sの汚染は検出されておられませんので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第77号

○議長（川山光則君） 日程第8、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本件について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、秋田谷徳美氏の任期が令和7年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として藤田順悦氏を推薦するに当たり、議

会の意見を求めるものであります。

藤田氏は、小泊地域小泊に在住で、平成3年に旧小泊村職員として採用され、これまで町福祉課長、会計課長を歴任し、令和5年に退職、現在も町の再任用職員として行政に携わっております。

これまでの職歴から幅広く行政に精通し、人望も厚く、温厚な人柄は委員として適任であると存じますので、何とぞよろしく願いをいたします。

- 議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第77号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第77号は同意することに決定しました。

#### ◎日程の追加

- 議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第78号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

#### ◎町長追加提案理由の説明

- 議長（川山光則君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案について、ご説明申し上げます。

議案第78号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。介護保険事業における不適正な事務処理に対して、管理監督責任がある町長及び副町長の給料を減額するため提案するものであります。

以上で、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

◎追加日程第1 議案第78号

○議長(川山光則君) 追加日程第1、議案第78号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長(下山貴子君) 議案第78号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

追加提案いたしました議案書つづりの1ページを御覧ください。本改正につきましては、介護保険事業の高額介護サービス費の支給に係る口座変更の処理手続を誤り、対象者に未支給となっていたことに関する監督責任を取るため、町長及び副町長の給料について、減額措置を講ずるため改正するものです。

2ページを御覧ください。附則に新たに第8項とし令和7年1月1日から同月31日までの間、町長にあっては100分の15、副町長にあっては100分の10に相当する額を減ずる規定を追加するものです。

以上、議案第78号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 発議第3号

○議長（川山光則君） 日程第9、発議第3号 中泊町議会会議規則の一部改正についてを議題にします。

お諮りします。本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 発議第4号

○議長（川山光則君） 日程第10、発議第4号 中泊町議会委員会条例の一部改正についてを議題にします。

お諮りします。本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 委員会付託

○議長(川山光則君) 日程第11、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申入れがありました。委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。中泊町議会産業福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、産業福祉常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申入れがありました。委員長からの申

入れのとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申入れのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第4回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議長 河山光則

署名議員 田中 洋

署名議員 成田直人